

## 5. 必要な添付資料

No.	質問	回答	備考
1	労働条件通知書、または雇用契約書に所定労働時間を明記しておらず、週20時間以上である証跡が用意できない場合はどうすればよいか。	①雇用保険加入証明書の提出にて、週所定労働時間が20時間以上であることが確認できれば対象となります。 ②新たに週所定労働時間について明記を行った契約で結びなおし/更新を行えば対象となります。 また、週所定労働時間が20時間以上の記載はないものの、雇用保険に加入している旨が記載されていれば、週所定労働時間が20時間以上であるとみなします。	
2	賃金台帳の代わりに、〇〇を提出してもいいか。	原則、賃金台帳の添付をお願いいたします。 賃金台帳で確認できない事項等がある場合に限り別途追加で書類を提出していただきます。 給与辞令書（従業員への給与の変更通知）などは基本的に対象外となりますのでご注意ください。	
3	雇用契約書（または労働条件通知書）および賃金台帳では具体的に何を確認するのか。	労働条件通知書または雇用契約書では、申請のあった事業所に雇用されている事実・勤務地・週所定労働時間が20時間以上であること等を確認します。 賃金台帳では、賃金の引き上げ前後額を確認します。 なお、労働条件通知書または雇用契約書で賃金の引き上げ前後額が分かる場合でも賃金台帳の添付は必要です。	
4	申請事業者の名称と、雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないか。	(例) ・社名変更を行ったものの旧社名時代のまま雇用契約書を更新していない ・本店がまとめて申請をする際に、雇用契約書に記載の事業者名が支店名になっている 問題ございませんが、社名変更が生じる場合につきましては、必要に応じて、履歴事項全部証明書等の追加の書類提出が必要となる場合があります。	
5	提出する書類に、押印は必要となるか	①雇用契約書は、会社側の押印と、従業員側の「押印 又は サイン」が必要です。 ②労働条件通知書は、 ・従業員側の押印は任意でございます。 ・企業側の押印は、本給付金の審査上任意となっております。	
6	雇用契約書/労働条件通知書の代わりに、雇入通知書等を提出しても問題ないか。	労働条件通知書と同等の役割である書類であれば問題ございません。（書類名での判断はいたしませんので、「雇用条件通知書」「労働条件通知書」「雇用通知書」など名称が変わっても、同様に労働条件通知書と同等の役割である書類であれば問題ございません。）	
7	労働条件通知書（または労働契約書）がない事業者の申請は受け付けるのか。	雇用実態の確認のため書類の提出が必須となります。 労働条件通知書と同等の役割である書類であれば問題ございません。（書類名での判断はいたしませんので、「雇用条件通知書」「労働条件通知書」「雇用通知書」など名称が変わっても、同様に労働条件通知書と同等の役割である書類であれば問題ございません。）	
8	労働条件通知書又は雇用契約書について賃上げ前後両方の書類提出を必要とするのか確認したい。	賃金引上げ月に適用となる労働条件通知書又は雇用契約書を提出お願いします。	
9	必要書類の「労働条件通知書の写し」又は「雇用契約書の写し」とは、いつ時点で取り交わしたものが必要か。	賃金引上げ月に適用となる労働条件通知書又は雇用契約書を提出お願いします。	
10	当座、ネットバンキング等のため通帳がない場合は、何を添付すれば良いか。	当座の場合は、小切手帳又は取引照合表の写しの提出をお願いします。 ネットバンキングの場合は銀行名、口座番号、口座名義等が分かるWeb上の照会ページ等のスクリーンショットを提出してください。	Web申請では「通帳コピー（表紙）」、「通帳コピー（見開き）」のどちらの項目にもファイルが添付されていないと次へ進めないため、同じファイルを添付
11	社名変更等により履歴事項全部証明書の提出が必要な際、有効期限はあるか？	申請時点で有効な書類を提出をお願いします。	他の追加提出書類についても有効期限の記載のある書類であれば有効期限内のものが必要となる
12	インボイス導入に伴うシステム変更で、ロックがかかっていて賃金台帳を出すことができない。代替りのものとして給料一覧表でもよいか。	賃金台帳は必ず提出が必要となります。 （この事例を認めてしまうと、他との整合性がとれなくなるため認められません。）	